徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領〈丹後・但馬国〉）と国持外様領国（周防・長門国）の公儀触等

山田 洋一

はじめに

本稿は、先の拙稿「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造―京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から―」[1]に引き続いて行った武蔵国・久美浜代官所領（丹後・但馬国）と周防・長門国に伝達された公儀（幕府）触等の調査報告である。

徳川領国は、親藩、譜代藩、旗本の領地、幕府の直轄領に加えて、家臣化した譜代並等の中小外様藩領、その他朝廷・寺社関係の領地を含む、徳川家を主とする約二、一〇〇万石[2]の領国である。国持外様領国はこの徳川領国に対置するもので、笠谷和比古氏の論考『国持大名』論考」等[3]に基づいている。国、郡を一円規模に領する国持大名の鳥取池田家、金沢前田家など一九家（藤堂家、宗家は徳川家に臣従しているとして除く）とその分家の各家領国からなる合計約一、〇〇〇万石[4]の領国地帯というべきものである。各国持外様大名家領国は独立し、その内部構造は、地方知行を行う家臣（給人）を領主として位置付けている。この両領国（徳川・国持外様両国）の関係は、朝尾直弘氏の見解[5]により徳川公儀が担う大公儀（単に「公儀」ともいう）が国持外様領国を編成しているというものである。

先の拙稿では、この両領国の存在、構造について、『幕末御触書集成』収載の天保一三年（一八四二）分の公儀触[6]の伝達を通して検証したが、結論は、両領国は存在し、徳川領国が大公儀を担い、因幡・伯耆国の池田家領国は大公儀に編成されながら自立的に存在している[7]、とした。但し、この検証は、一年分の公儀触、また地域を限定して行ったものであり、更なる検証を今後の課題とした。

そのため今回、追加の検証を、徳川領国の中心地の武蔵国と国持外様領国の代表の一つといえる毛利家領の周防・長門国を対象に行うことにした。なお、丹後国熊野郡久美浜村にあった久美浜代官所の所領については先の拙稿で分析を行っているが、本書で報告した同代官所と領地村々の仲介事務を担った郡中代等の文書（太刀宮文書）を調査する機会を得たので再検証することにした。

本来なら、公儀触伝達経路の検証のため、まず各領国の所領構成（領地のあり方）、次に、江戸の老中から村町までの各階層の記録である広い意味での御用留、触留の調査収集を行い、それらの内容分析、考察を行うこととなる。しかし、今回は、関係の領主文書の調査収集に

時間を要する[8]ことから、また本書紙面の都合で、所領構成と末端の村に伝来した御用留等に記録された公儀触の調査結果とその他に確認した「公儀・大公儀」のあり方だけを報告することにしたい。次の機会に今回報告できなかった部分の報告を行いたい。

一　徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領〈丹後・但馬国〉）と国持外様領国（周防・長門国）の所領構成

（一）武蔵国の所領構成

近世武蔵国は、「天正一八年（一五九〇）徳川家康の関東入部以来約二七〇年にわたり、…徳川氏の直接的な権力基盤であり、また幕藩権力の中央たる地位を占めてきた」地域であった。所領構成は、「徳川氏が関東支配にあたって江戸城を居城とし、近傍に蔵入地（直轄領）と小知行の家臣団、遠方ほど大知行の重臣を配置した原則が維持されていた」。また、「武蔵国は蔵入地と小知行者の所領、大名領とその飛地、および寺社領などが散在し、入組んだ複雑な所領形態」であった[9]とされる。

明治初期の所領構成が知られる旧高旧領取調帳によると、武蔵国石高は一二七万三七〇石、村数は三、〇二八村、そのうちの四三％は複数の領主の領地（行政村とする）がある相給村である。領主は、同国内が拠点の大名五名、同国外が拠点の大名一三名、公儀（幕府）直轄地は所管する代官別で二一、旗本一、一五四名、寺社等（伝統権門とする、数は寺院名など同定できないため省略）がいる。その行政村数は五、六八六で、そのうち七〇％が他の領主の行政村と相給で設定される相給行政村である。同国内拠点大名等の行政村数、石高また行政村の配置図は【図1】である。【図1】では、小さな点にしか見えないが、村の位置に領主の、●（国内拠点藩忍藩領分、ほかに■◇▲☆）、G1（国外拠点藩前橋藩領分、ほかにG2～G13）、C1（公儀〈幕府〉直轄地代官村松忠四郎支配所、ほかにC2～C21）、H（旗本）、D（伝統権門〈寺社〉）の記号を示している。H、Dの場合、複数のときは、wを付している。領主が一八人（公儀直轄地1、旗本15、伝統権門〈寺社〉2）の豊島郡豊島村（東京都北区）の場合は「C1HwDw」と表記している[10]。

なお、武蔵国は「原徳川領国」といえる地域であるが、一つの行政区ではない。徳川領国を代表とする一地域として今回は分析の対象とした。本来ならば全徳川領国と周防・長門国のように比較するべきであるが地域を区切って分析を進めているのでご了解をお願いしたい。

この所領構成から、公儀触伝達経路は、基本的に、公儀（幕府、徳川公儀が担う）→直轄地（代官）→村、同→大名→村、同→旗本→村、同→寺社→村、が考えられる。公儀触の調査収集はこれらの経路を考慮して行ったが史料の伝来状況により限られた結果となった。

（二）久美浜代官所領（丹後・但馬国）の所領構成

丹後国は関ヶ原合戦の後、京極高知の国持大名領となったが、分知により宮津、田辺（舞鶴）、峯山の京極家領に分かれた。寛文六年（一六六六）に宮津の京極高国が改易され、その後入封した譜代大名の交代にともなう石高の差によって、公儀直轄領が生じた。

享保二〇年（一七三五）に熊野郡久美浜村に代官所が設けられ、

国石高	1,270,370

村			
村数	相給村数	単給村数	村相給率%
3,028	1,315	1,713	43

行政村			
行政村数	相給行政村数	単給行政村数	行政村相給率%
5,686	3,973	1,713	70

領　主

	（領主数）	（行政村数）
国内拠点藩	5	356
国外拠点藩	13	335
幕府直轄地	21	1,643
旗本	1,154 *調査異文字など未同定の数	2,283
伝統権門	― *確定困難につき未確定	1,067
その他	―	2
	1,193	

	（行政村数）
国内拠点藩	356

●	忍藩領分
■	川越藩領分
◇	岩槻藩領分
▲	一橋領分
☆	六浦藩領分

	（行政村数）
国外拠点藩	335

G1	前橋藩領分
G2	古河藩領分
G3	久留里藩領分
G4	佐倉藩領分
G5	半原藩領分
G6	泉藩領分
G7	足利藩領分
G8	竜ヶ崎藩領分
G9	下妻藩領分
G10	高崎藩領分
G11	彦根藩領分
G12	西端藩領分
G13	鳥取藩領分

	（行政村数）
幕府直轄地	1,643

C1	松村忠四郎支配所
C2	佐々井半十郎支配所
C3	代官・大竹左馬太郎支配所
C4	郡代・木村飛騨守支配所
C5	江川太郎左衛門支配所
C6	代官・小笠原甫三郎支配所
C7	神奈川奉行預所
C8	代官・福田所左衛門支配所
C9	神奈川奉行知行
C10	（記載ナシ・新記＝天領）
C11	代官・伊奈半十郎支配所
C12	古賀一平支配所
C13	代官・大河内金兵衛支配所
C14	大岡忠四郎支配所
C15	代官・中山誠一郎支配所
C16	代官・伊奈半左衛門支配所
C17	代官・佐々井甫三郎支配所
C18	代官・川田玄蕃支配所
C19	代官・大音竜太郎支配所
C20	代官・荒井清兵衛支配所
C21	平岡忠次郎支配所

	（行政村数）
H 旗本	2,283
D 伝統権門	1,067
Sその他	2

記号

「　相給

凸　国内拠点藩

【図１】明治初期武蔵国領主別行政村配置図－旧高旧領取調帳－

最初は丹後国内だけ（一時預かりはあった）であったが、延享三年（一七四六）には但馬国、寛政三年（一七九一）には美作国（預かり、後支配、その後なくなる）にまで広がる。[11] 丹後・但馬国における代官所領の二七〇程の村々（本書七七頁【図】丹後但馬国領主絵図）は、前者の熊野郡は全ての村、その他の郡[12]の村は一部でありかならずしも一円的にまとまってはいない。これらの村は三〇程の組合に編成されていた。[13] 領地がある但馬国二方郡は先に分析した国持外様大名鳥取池田家領の因幡国に接する。つまり国持外様領国に隣接しており、江戸から同距離で、公儀触伝達の比較分析を行える地域である。

久美浜代官所領の村に伝達された公儀触の確認は、本書第一部で報告した代官所と村々の仲介事務を担当した郡中代が作成した御用留、触留に拠った。この御用留等に記されていた触等は、郡中代、領地の村の指定の宿で久美浜にある郷宿[14]を経由して組合別に編成されていた村々へ伝達された。

同領村に伝来した御用留からの公儀触の確認については、本第二部の稲穂氏の論考等を参考にして今後の課題としたい。

（三）周防・長門国の所領構成

周知のように関ケ原合戦の後、毛利家の中国八ヵ国の領地が周防・長門両国（防長）へ厳封された。以後、数度の検地を行い、分家十八万石余を含めた六五万石余の領地高が確定した。日本海に面した萩（長門国阿武郡）を拠点として、在方の支配は「郡奉行のもと宰判とよばれる行政単位ごとにおかれた代官があたり、その宰判は領内一二の郡にあわせて一八あったとされる」。[15]

防長の所領構成は、ア萩毛利家、イ吉川家、ウ徳山毛利家、エ清末毛利家、オ府中毛利家[16]、に分けて、カ萩毛利家の地方知行を行う家臣（給人）も領主として、次の資料を使用して分析を行った。ア～オの村町は、『日本歴史地名体系　山口県』の「行政区画変遷・石高・戸口一覧」の江戸時代後期の部分[17]、カは、『山口県近世史研究要覧』[18]所収の「地方知行一覧」（天保一三）に拠った。

結果、防長の村数は五七二、石高は九七万一千石余、萩毛利家領の村数は三三二、石高は七一万二千石余、この内、蔵入（同家直轄地）の石高は五〇万九千石余、給人数は五〇五人[19]（儒者等学芸の者、寺院も含む）でその給地（行政村）の延べ数は九二〇、その合計石高は二〇万二千石余であった。

大身の給人は一門の右田毛利家（給地〈行政村〉一六、給知高一六、〇二三石余）・三丘宍戸家（同一四、同一一、三二九石余）・吉敷毛利家（同七、同一〇、八五五石余）・大野毛利家（同一〇、同七、六一八石余）・阿川毛利家（同一〇、同七、三九一石余）・厚狭毛利家（同三、同六、六九六石余）、永代家老の須佐益田家（同九、同一二、〇四〇石余）・宇部福原家（同四、同一一、三一四石余）などがいた。

萩毛利家領三三二村の内、一村に複数の領主（直轄、給人等）の領地（行政村）が設定されている割合（相給率）は五五％、一村あたりの平均領主数は、蔵入も一領主として三・六人、最も多い村は陶村（吉敷郡、小郡宰判）の二五人となっており複雑な状況である。地方知行は毛利家の直臣だけではなく、給人の家臣もまた行っている[20]が今回は考慮していない。村石高の平均は二、一四六石と規模が大きいことが特徴的である。従って、その内部は小村に分かれていた。[21] 村の位

行政区画変遷・石高・戸口一覧(『日本歴史地名体系　山口県』)による防長の所領構成集約

	村総数	石高
周防国	330	531422.4184
長門国	242	440319.4977
合計	572	971741.9161

旧国名	旧郡名	村数	郡石高
周防国	大島郡	38	35205.612
	玖珂郡	115	106465.3198
	熊毛郡	38	86721.724
	都濃郡	49	102033.6026
	佐波郡	53	95425.999
	吉敷郡	37	105570.161
長門国	厚狭郡	31	92225.733
	美祢郡	17	67118.119
	豊浦郡	130	136545.0097
	大津郡	19	47476.106
	阿武郡	44	96954.53
	見島郡	1	0
	合計	572	971741.9161

行政区画変遷・石高・戸口一覧(『日本歴史地名体系　山口県』)による萩毛利家領(萩藩)の所領構成集約

国	村数	領知石高	蔵入石高	給人延べ数（給地数）	地方知行石高
周防・長門国	332	712485.479	509793.29	920	202692.189

記号内訳

○	萩毛利家直轄行政村
■	萩毛利家給人行政村（数字は給人数）
「	相給
C	長府藩領村
I	岩国藩領村
K	清末藩領村
T	徳山藩領村
☆	勘場

宰判	村数	給人延べ数（給地数）	地方知行石高	蔵入石高	郡石高
大島	30	35	7497.908	22219.349	29717.257
奥山代	16	0	0	16367.68	16367.68
熊毛	25	46	13217.884	37484.661	50702.545
前山代	14	20	360.253	22004.399	22364.652
上関	21	45	11455.375	27613.386	39068.761
都濃	19	60	9767.603	27991.232	37758.835
三田尻	31	23	14792.933	45217.672	60010.605
徳地	20	25	135.928	31714.714	31850.642
山口	22	57	20188.43	26785.299	46973.729
小郡	16	100	15893.801	43772.56	59666.361
吉田	15	82	19693.893	41598.155	61292.048
舟木	23	58	22149.391	39279.356	61428.747
美祢	11	74	14828.053	21915.94	36743.993
先大津	14	57	12786.519	24253.926	37040.445
前大津	12	58	10471.61	15142.968	25614.578
当島	13	79	2207.295	36843.763	39051.058
浜崎	10	0	0	0	0
奥阿武	20	101	27245.313	29588.23	56833.543
合計	332	920	202692.189	509793.29	712485.479

行政区画変遷・石高・戸口一覧(『日本歴史地名体系　山口県』)による毛利分家領(支藩)の所領構成集約

支藩	国	村数	領知石高
岩国藩	周防国	89	76473.9018
徳山藩	周防国	29	61537.3786
長府藩（府中藩・豊浦藩）	長門国	104	97450.51063
清末藩	長門国	18	23794.6461
	合計	240	259256.4371

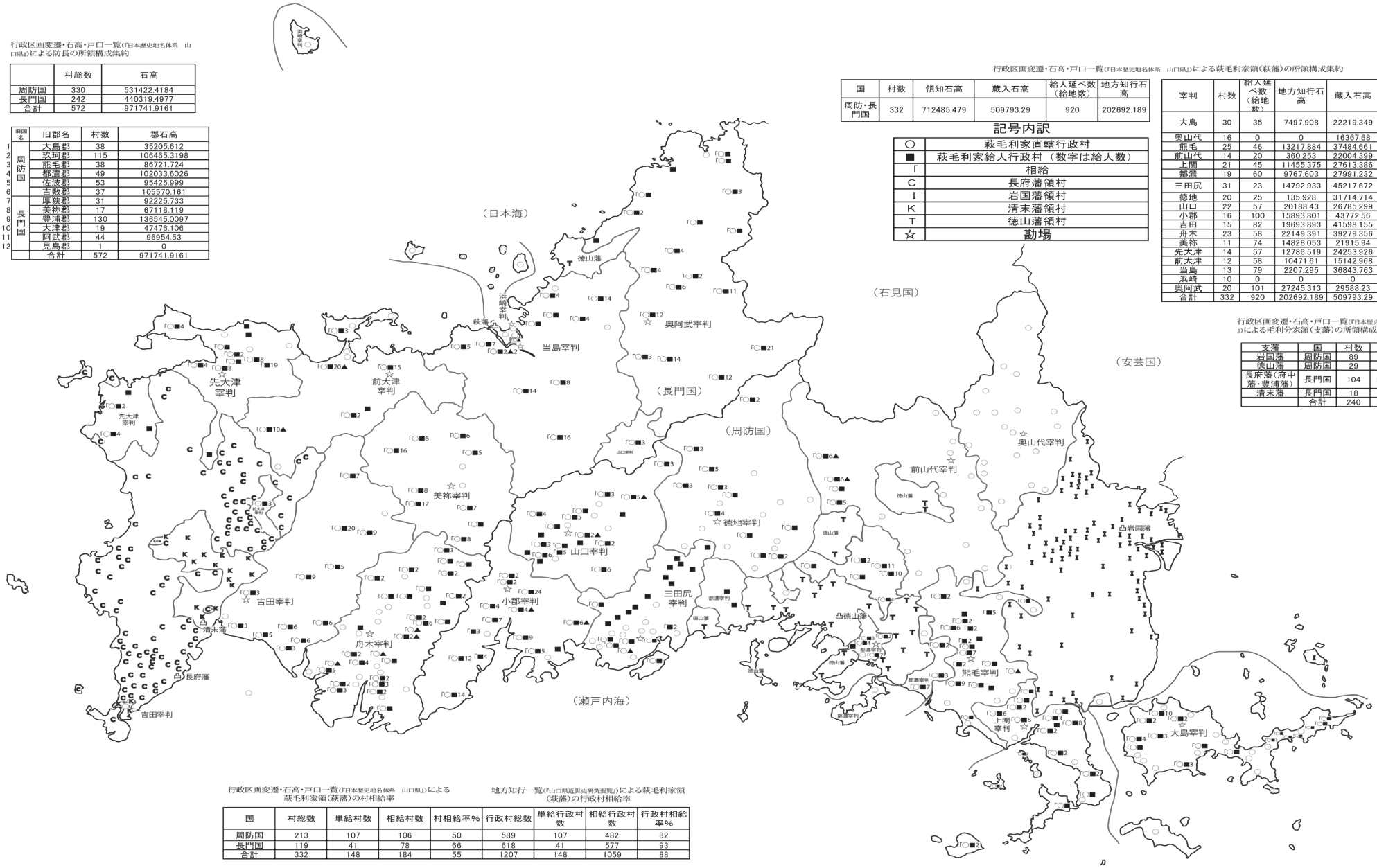

行政区画変遷・石高・戸口一覧(『日本歴史地名体系　山口県』)による萩毛利家領(萩藩)の村相給率

地方知行一覧(『山口県近世史研究資料』)による萩毛利家領(萩藩)の行政村相給率

国	村総数	単給村数	相給村数	村相給率%	行政村総数	単給行政村数	相給行政村数	行政村相給率%
周防国	213	107	106	50	589	107	482	82
長門国	119	41	78	66	618	41	577	93
合計	332	148	184	55	1207	148	1059	88

【図２】　近世周防・長門国行政村等配置図

置、相給の状況は【図2】のとおりである。

公儀触は、防長伝達後、萩毛利家→直轄地（代官）→村、同→給人→村、同→寺社→村、同→相給の領主（直轄地〈代官〉・給人・寺社）→村、毛利家分家→村（分家給人は考慮しない）の伝達が考えられる。これらの経路を考慮して公儀触の調査を行ったが限られた結果となった。

二　徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領〈丹後・但馬国〉）と国持外様領国（周防・長門）の公儀触

公儀触の調査は周防・長門国を先行して行い、①寛政八（一七九六）、②同一一（一七九九）、③同一二（一八〇〇）、④享和元（一八〇一）、⑤文化四（一八〇七）、⑥同八（一八一一）、⑦文政一二（一八二九）、⑧天保八（一八三七）、⑨同一三（一八四二）、⑩同一四（一八四三）、⑪嘉永三（一八五〇）、⑫安政元（一八五四）、⑬同五（一八五八）、⑭同六（一八五九）、⑮万延元（一八六〇）の一五年分の御用留（原題は「沙汰（控）」）等であったが総称として使用）から、『御触書天保集成』、『幕末御触書集成』収載の公儀触が確認できた。武蔵国・久美浜代官所領（丹後・但馬国）の調査も、基本的にこの一五年分を比較の基軸年としてこれに合わせて調査を行った。

（一）武蔵国の公儀触

「はじめに」で述べたように、本来ならば公儀触の伝達過程の各段階の記録である御用留から同触を確認する必要があるが、現時点では、領主文書の少ない伝来事情によりできていないので、まず領主（直轄、大名、旗本）の領地別に、村に伝来した御用留を調査した。

武蔵国は現在の東京都、埼玉県、神奈川県の三広域自治体域からなっている。公儀触が収録される御用留、触留を所蔵している機関としてアーカイブズ（文書、文書館）があるが、最も多くの面積を占めている埼玉県の同立文書館所蔵の御用留等を調査することにした。その他のアーカイブズ（都県立、市町村立）については今後の課題としたい。

埼玉県立文書館収蔵資料検索システム（古文書）よりキーワード「御触」「御用留」「沙汰」「触留」「廻状」で検索すると約六、七〇〇点が検出できた。ここからほぼ一年分の記載を有するもの約千点に絞った。領主別にC（直轄地単給）、CGH（直轄地・国外拠点大名領・旗本領相給）、CH（直轄地・旗本領相給）、CHK（直轄地・旗本領・国内拠点大名領相給）、CK（直轄地・国内拠点大名領相給）、G（国外拠点大名領単給）、GH（国外拠点大名領・旗本領相給）、H（旗本領単給）、HK（旗本領・国内拠点大名領相給）、K（国内拠点大名領単給）の村の御用留等を確認した。

全比較基軸年（十五年分）の御用留を有する文書群がないか調査したが、なかった。享和元年（一八〇一）、天保八年（一八三七）分を欠くが、G（下総国佐倉堀田家）の新井（侊）家文書が確認できた。享和元年は、領主が異なるがCの土生津家文書、天保八年はG（上野国前橋酒井家）の鈴木（庸）家文書の御用留を補足して、周防・長門国の御用留に対応する御用留とした（以上の家文書関係の村、現市町は【別表】の請求番号対応文書名の《》を参照）。今回は先の拙稿では天保一三年を比較基軸年としていたことから、参考としてCの銚子口区有文書も併せて収集した。これら御用留の公儀触を調査した。

結果、一二六の公儀触を確認したが、重複分、銚子口区有文書除く

と【別表】の一〇九触となった。

なお、文化四年の新井家新井（侊）家文書の御用留には、公儀触は確認できなかった。参考に、土生津家文書の同年の御用留を確認したがこれも確認できなかった。今回未調査の御用留が残ったが、次の機会に分析方法等検討して調査を行いたいと考える。

（二）久美浜代官所領（丹後・但馬国）の公儀触

比較基軸年（文化八、天保一三・一四）に該当する、代官所と同領の村々を中継した郡中代作成の御用留（本書太刀宮文書解題【表】参照）と本書で報告した太刀宮文書中の№362御触書留を調査した。結果、四五触（一八触重複）を確認した。重複を除いた二七触は【別表】のとおりである。年代は、文化四年（一八〇七）～天保一四年（一八四三）であった。これらの触は村々に伝達されるものであった。

（三）周防・長門国の公儀触

周防・長門国は現在の山口県に該当し、同県文書館は日本最初のアーカイブズで、藩政文書の毛利家文庫や県内の諸家文書等が所蔵されている。さらにアーカイブズの活動として、地方調査員制度を設けて県内の資料の所在を確認され、その成果を『山口県内所在史料目録』（1～34集）としてまとめられている[22]。今回は同館所蔵の、村や町の役人を務めた家の文書中の御用留一七点[23]を調査[24]した。しかし、今回の調査では公儀触は少数しか確認できなかった。そのため、前述の所領構成で予定した伝達経路ごとに公儀触を収集することはできなかった。また、御用留の記録者の職務（庄屋、畔頭、給庄屋等）は次の機会に示したい。

収集結果は三七触（重複五触含む）で、重複を除いた三二触は【別表】のとおりである。年代は先述の①寛政八年（一七九六）～⑮万延元（一八六〇）であった（【別表】に掲載した御用留に関係する村、現市町等は、同表末の請求番号対応文書名の《》を参照）。

なお、結果として、周防国、それも海沿いの村に関わる御用留等が多い傾向がみられる。この傾向は偶然のことなのか、理由があることなのかは確認できていない[25]。

三　「公儀・大公儀」の確認

今回の調査では、公儀触のほかに「公儀」のあり方の調査も行いたいと考えていた。それは、両領国の原理とした朝尾直弘氏の見解は、毛利家などの戦国大名関係の史料に拠っており、近世期にも「公儀」のあり方は引き継がれているのではと推測していたためである。しかし、「公儀」の用語は散見するが、あり方の事例が確認できたのは萩毛利家の永代家老で須佐に拠点があった大身給人益田家（一万二〇〇〇石、以下須佐益田家）関係の文書調査においてのみであった。

須佐益田家の家老清水益田家の文書（萩市須佐歴史民俗資料館蔵）を調査したとき、天明六年（一七八六）の、表題が「大公儀御検見并御足石之次第、同御定御仕法之次第、御内輪御検見并御足石之次第、同御定御仕法之次第」（『山口県内所在史料目録』10清水益田家文書目録№15）とある資料があった。最初、「大公儀」はいわゆる幕府（大公儀）

で、その検見についての次第（順序）と理解した。

しかし、この資料を読むと、背景はよくわからないが、須佐益田家の給地がある弥冨村などの村名や「給主」、「蔵入」、「公領」、「馳走」などの用語が出てくる。弥冨村は村高約三二〇〇石で、同家領（約二二〇〇石）と蔵入地（約一〇〇〇石）の相給の村である。「公領」は、『防長歴史用語辞典』[26]によれば、蔵入（地）の別称とのことである。同様の内容を有する清水益田家文書目録16の表題は「公儀検見御定法之次第写」である。「公儀」は、同辞典によれば「公儀は藩内で用いる時は藩府を意味し、大の字を冠する場合は幕府の意である」[27]とされる。これによれば、給地と蔵入地が相給の弥冨村をいわゆる幕府（大公儀）が検見を行うことになるが、そうとは言えない。とすれば、同文書目録15・16の表題中の「大公儀」、「公儀」は、萩毛利家の「公儀」と理解するしかない。同文書目録15の作成者は、須佐益田家の家臣と判断される。つまり、大身給人で領主の須佐益田家の家臣からみれば同家領内にも「公儀」があり、それを踏まえて、検見を行う萩毛利家の「公儀」を、「大」を冠して「大公儀」と記したのではなかろうか。給知高一万二〇〇〇石の須佐益田家領は「萩毛利藩」内の「藩」である。萩毛利家領にはこのようなあり方の「公儀」の認識があったのではなかろうか。このあり方で、須佐益田家家臣からみれば両領国の編成原理とした朝尾氏の見解の「大公儀」は、更に「大」を冠して「大大公儀」というべきものかもしれない。

そのほかに、須佐益田家領下田万村（蔵入と相給）の庄屋大谷家の『下田万村庄屋大谷家歴史資料目録』には「大公儀御馳走米割付帳（享保一五）」、「大公儀春定一紙并御皆済一紙入袋（年未詳）」などの文書名が散見できる[28]。原本は公開されていないので、文書名だけであるが、そのなかの「馳走米」は「藩財政の窮乏に当り、本来の貢租以外に徴収した税米」、「春定」は「長州藩で…廃藩まで続いた田租賦課の定免法」[29]と理解できるのでこれらの「大公儀」も須佐益田家領の庄屋にとっては「長州藩（萩毛利家）公儀」を意味するものと理解される。萩毛利家領（長州藩領）には大身給人須佐益田家領の「公儀」と萩毛利家領の「大公儀」が重層して存在したと思われるのである。

なお、武蔵国の公儀触の調査で、「公儀」に類する「太途（大途）」を確認した[30]。この用語については後述の戦国期の研究者久保健一郎氏の研究がある。

おわりに　まとめと今後の課題

以上、村等の御用留等からだけであるが公儀触の調査結果を報告した。本研究の目的は江戸の老中から発給された公儀触の村までの伝達過程を通して両領国の存在、構造を確認することである。全過程を通した総合的分析は領主関係資料の事情と紙面等の都合により次の機会に行いたいが、今回の村等に伝達された公儀触の結果と先の研究で基軸年とした天保一三年分の結果を確認しておきたい。

今回調査収集した公儀触は、欠年があるが【別表】の①寛政八年～⑮万延元年の一五年分であった。重複分を除いて、武蔵国一〇九触、久美浜代官所領は文化八・天保一三・同一四年の三ヶ年分であるが二七触、周防・長門国は三二触、の合計一六八触（重複二一触）であった。年平均は、武蔵国は七触、同じく久美浜代官所領は九触、同じ

く周防・長門国は二、一触であった。徳川領国の前二者に比べて国持外様領国の周防・長門国は少ない結果となった。

次に先の研究で確認した天保一三年分[31]の結果と今回の結果の同年分を合わせてみておきたい。

先の研究では、評定所編さんによる官撰の「御触書集成」の後をうけて編さんされた私撰の『幕末御触書集成』収載の天保一三年分四五三触を基軸として、確認したところ、徳川領国の江戸（『江戸町触集成』二一〇触、京都（『京都町触集成』四〇触、丹後国（久美浜代官所領）一〇触、国持外様領国の因幡・伯耆国（鳥取池田家領）三触が確認された。今回の調査収集で確認した同年分は、武蔵国一四触、久美浜代官所領一五触（先の調査では一〇触であったが今回の再調査で追加）、周防・長門国五触であった。この年の比較でも国持外様領国の周防・長門国は少ない。単純な数の比較からであるが、国持外様領国へ伝達された公儀触数は、徳川領国と比較して少ないといえる。

周防・長門国の五触は【別表】（以下略）72通用停止之古金銀早々可引替之事、73長窪宿人馬賃銭割増之事、76百姓共風儀并農業等可心得品々之事、78異国船取計方改正ニ付防禦筋用意之事、80当用ニ付所持致候古金銀取扱方等之事であった。因幡・伯耆国の三触は前述の72と他（似せ金銀銭拵候者并売捌候者取締之事、旅稼之歌舞伎役者共抱入間敷之事）であった。共通しないものもあるが、いずれにしても貨幣、風儀、交通など全国に伝達されるべき全国触といえるものである。徳川領国の武蔵国、久美浜代官所領の公儀触については、その背景を確認して判断すべきであるが、【別表】№57は利根川関係で同領国内のみに関係している。これらから、総合的分析判断は次の機会に行いたいが、先の拙稿の結論と同様に全国触のみが伝達される国持外様領国は、徳川領国と異なる地域といえるのではなかろうか。

今後の課題は、公儀触確認の情報源である御用留の伝来数の不均衡や調査対象域の拡大である。武蔵国は関八州の一国であり、国外拠点の領主が多数である。関八州全体を分析対象に行う必要があると考える。また、未調査の国持外様領国は多数ある。

拙論の基本的課題の一つは、第三章でもみた「公儀」である。「公儀」はとらえにくいものであるが、これを解明しないと、両領国による体制（両領国体制）が存在するとはいえない。

かつてこの「公儀」の研究は活発であったが、近年はあまり行われていない。管見であるが最も最先端は、戦国期の研究者久保健一郎氏[32]の研究である。氏の「公儀」の見解は、「公儀」の原義に関連して、「『公』＝『おおやけ』とは、歴史学の立場からアプローチする場合には、『ある行為ないしは存在自体についての正統性を不特定多数から一見無媒介に認められる存在』[33]である。そのほかの具体的な見解は、同氏によれば、朝尾直弘氏の「在地領主〈国人〉層のあいだで…地域支配と主従制的関係の維持、貫徹…を集団的に保障するための組織＝機構」[34]、藤井譲治氏の「法的主体」[35]である。

三氏の見解に共通することは、「公儀」は社会を強力に規制する思想（考え）、と思われる。この思想を解き明かすことが今後の課題と考えている。

ところで、朝尾氏は、著作集[36]の自序において「公儀」を「おおやけごと」、「おおやけ」、「一座全員の共通利益を保証する…公共的機能」・

「日本的な公共観念」の側面から検討することを示唆されていると思われる。

「おおやけ」の原義は「おお（大きい）」「やけ（家）」から「大きい家」である。「大きい家」は縄文時代から存在した。また、両領国体制（徳川領国と国持外様領国）の源流は、卑弥呼が「共立」された「卑弥呼共立体制」と考えてみたい。「公儀」、「共立体制」（両領国体制）は、縄文、弥生時代から近世までのスパンでの検討が必要と思われる。各方面からご教示いただければ幸いである。

今回も本学での特任講師の受け入れを担当していただいている東昇先生はじめ、山口県文書館、埼玉県立文書館の職員の方々など多くの方にお世話になった。厚く御礼申し上げておきたい。

本稿は二〇二二年度、SPS科研費JP20K01245（基盤研究（C））「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の両領国体制の存在と構造―幕藩体制構造研究」（研究代表山田洋一）の研究成果の一部である。

【註】

1 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造―京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」（京都府立大学学術報告人文、二〇一九年）。

2 旧高旧領取調帳の集計による（「表2全『徳川領国』領主内訳」〈山田洋一「近世『徳川領国』の所領構成と譜代並・外様・「国持」―京都府域関係古文書のアレンジメントの前提として（三）―」（京都府立総合資料館紀要」三四、二〇〇六年〉）。なおこの数値には禁裏料などは含まれていない。

3 笠谷和比古「『国持大名』論考」（井上満郎ほか編『古代・中世の政治と文化』（思文閣出版、一九九四年）。同「幕藩体制下に於ける大名領有権の不可侵性について」（「日本史研究」一八七、一九七八年）。

4 旧高旧領取調帳の集計による（「表4国別国持藩一覧」〈山田洋一「近世『徳川領国』の所領構成と譜代並・外様・「国持」―京都府域関係古文書のアレンジメントの前提として（三）―」（京都府立総合資料館紀要」三四、二〇〇六年〉）。

5 「『徳川将軍家＝『大公儀』だけが全国の領主（大名〈「国持」＊本稿註〉）を『徳川家中』に編成することなく、それとは異なった原理（「幕府権力」）によって『公儀』（＝「大公儀」）の権力機構を編成しなければならなかった（筆者要約）」（山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造―京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」〈京都府立大学学術報告人文、二〇一八年、二四一頁〉。朝尾直弘氏見解は『Ⅳ将軍政治の権力構造」（『朝尾直弘著作集　三』〈岩波書店、二〇〇四年、二五〇頁、＊初出（『岩波講座日本歴史 10』岩波書店、一九七五年〉）。

6 老中が関わる大公儀（単に公儀とも）の命令等で町や村をとおして伝えられたものとする（山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造―京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」〈京都府立大学学術報告人文、二〇一八年、二一八頁〉）。

7 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造―京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」（二四三頁）。

8 武蔵国の領主（直轄地代官所、大名、旗本等）の公儀触に関係する資料の収集は領主文書の伝来の少ないなか時間を要している。一方、防長の領主文書は毛利家文庫など豊富と思われたが、同文庫は毛利の家史編さんのために役所の文書等が編さんされている。そのため

村町までの公儀触伝達の各段階における記録である御用留等の所在等確認に時間を要している。

9ジャパンナレッジ日本歴史地名体系東京都「武蔵国」。

10京都府立大学文学部歴史学科・史学専攻ＨＰ地域貢献・共同研究同大学地域貢献型研究助成金（ＡＣＴＲ）成果報告書（山田洋一「続・京都地域情報・文化遺産データベースの全国展開について―武蔵国と山城国愛宕郡を事例に―」付図一～六〈２０１３年度『京都地域情報・文化遺産データベースの展開・活用―「郡村誌」の地図化と二ノ瀬・岡崎を事例に―』〉を参照していただきたい。

11『図説京丹後市の歴史』（京丹後市役所、二〇一二年、八五頁）。

12丹後国は中郡・竹野郡・与謝郡・加佐郡、但馬国は二方郡・気多郡・城崎郡・美含郡である。

13丹後国については「Ｂ丹後国久美浜代官所領郡別組合別行政村石高」（山田洋一「丹後国久美浜代官所領の御城米船と江戸」〈藤本仁文編『「丹後の海」の歴史と文化』〈京都府立大学文学部歴史学科、二〇一七年〉）、但馬国については、「慶応二年但馬国久美浜代官所領郡別組合別村名家数一覧表」（『久美浜代官所関係史料集』〈京丹後市役所、二〇一四年、四二七頁〉）によって組合と属する村がわかる。

14「②明治元年但馬丹後丹波久美浜代官所領郷宿別村等一覧表」（『久美浜代官所関係史料集』〈京丹後市役所、二〇一四年、四二二頁〉）。

15小川国治『山口県の歴史』（山川出版社、一九九八年、一二八～一三三頁）。検地については田中誠二『近世の検地と年貢』（塙書房、一九九六年）参照。

16萩毛利家と分家は「防長両国は丸ごと本藩主が拝領し、支藩主へは本藩主からの内配りをするという関係」（田中誠二『近世の検地と年貢』〈塙書房、一九九六年、一〇五頁〉）であったと理解する。

17「江戸時代後期の資料は、天保一三年成立の『防長風土記注進案』を使用した。ただし、本文の数値は宰判によって記載形式が異なるため、それを補正した『山口県近世史研究要覧』（石川卓美編修）の村別諸統計の数値によった。また同書は萩藩領のみなので、各支藩に関しては次の資料を用いた。岩国藩―石高は天保一一年の『御所務米銀御算用状』、戸口は享保九年の『享保増補村記』による。徳山藩―石高・人口は天保五年の『政府擥要』によったが、戸数は不明。長府藩―石高は明治二年の「旧高旧領取調帳」、戸口は幕末の『豊浦藩村浦明細書』による。清末藩―石高は「旧高旧領取調帳」によったが、戸口は適当な資料がないため空欄とした」（『日本歴史地名体系　山口県』の「行政区画変遷・石高・戸口一覧」の凡例より）。

18石川卓美編修『山口県近世史研究要覧』（マツノ書店、一九七六年）。

19七地方知行一覧（天保１３年）「備考１典拠史料は次の通り（１）「防長風土注進案」（２）「分限帳・無給帳」天保二～弘化四（３）「諸郡諸給領惣高付立」天保一三（４）「郡中大略」安政年間（５）「萩藩いろは寄分限帳」弘化四年頃／２注進案の記載には各宰判毎に内容・時点に異同があるので、上記の史料を参照して天保一三年に統一した。／３地方知行内訳の地名は宰判名・村名の順序にしたがい、宰判・村を省略し、村名は原則として注進案にしたがった。／４地方知行内訳の知行高は、注進案の記載には宰判により惣高・現高の異同があるので、１（３）を参照して惣高に統一した。（利岡）」（石川卓美編修『山口県近世史研究要覧』〈三二一頁〉）。

20内藤叶「長府藩地方家臣による農業経営について」（「山口県地方史研究」一三号、一九六五年）、河本福美「岩国藩における地方知行制」

（「山口県地方史研究」五〇号、一九八三年）、重田麻紀「永代家老益田家の四組について」（「山口県地方史研究」一一六号、二〇一六年）など参照。

21 小川国治『山口県の歴史』（山川出版社、一九九八年、一三九頁）。

22 約四〇年間にわたる取り組みの中で、約九二〇家、約六八、〇〇〇件の史料の所在を確認されている（山口県文書館ＨＰ「地域資料保存の取り組み」）。なお、個人所蔵の資料は閲覧がほぼ困難で、公共機関で所蔵されている資料が閲覧可能のようであった。

23 本稿【別表】掲載の御用留と請求番号が、柳原家文書（美和町）46、吉田家（上関町）追加174、部坂家129、宇多田家9、石田家（徳山市）379、の五点、合わせて一七点。

24 調査時間の関係で、今回は、山口県文書館所蔵資料に限定せざるを得なかった。同館の「所蔵文書検索」システムで、「御用留」、「触留」、「沙汰」、「公儀」、「触」等のキーワード検索を行なった結果である。全く公儀触の記載がない御用留等もあった。同県内の市町の関係機関における調査は、萩市須佐歴史民俗資料館、防府市立防府図書館、長門市教育委員会文化財保存室において行ったがその他の機関の調査は今後の課題としたい。

25 この状況については、「幕府―藩―地域社会」のあり方から江戸時代の史的特質の研究をすすめられている鴨頭俊宏氏の『近世の公用交通路をめぐる情報―瀬戸内海を中心に―』（清文堂出版、二〇一四年）が参考になるかと思われる。今後学んでいきたい。なお、この文献については山﨑一郎氏（山口県文書館副館長）よりご教示をいただいた。

26 「蔵入」（石川卓美『山口県近世史研究要覧』〈マツノ書店、一九八六年、六六頁〉）。

27 石川卓美『山口県近世史研究要覧』（マツノ書店、一九八六年、六六頁）。

28 『下田万村庄屋大谷家歴史資料目録』（山口県教育委員会、一九八七年、七三・四九三頁）。目録は萩博物館総括学芸員道迫真吾氏よりご教示をいただいた。

29 石川卓美『防長歴史用語辞典』（マツノ書店、一九八六年、二三五、二九七頁）。

30 「…御太途御用之時は…御太途御役儀…」（『新編埼玉県史資料編17近世8領主』〈埼玉県、一九八五年、一〇一頁（延宝五年二月高麗郡高麗本郷五人組帳前書）〉）。

31 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造―京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」（京都府立大学学術報告人文、二〇一八年、別表『幕末御触書集成』（天保13年）と徳川領国（江戸・京都・丹後国）・国持外様領国（因・伯）公儀触対応表）。

32 久保健一郎『戦国大名と公儀』（校倉書房、二〇〇一年）、久保健一郎『中近世移行期の公儀と武家権力』（同成社、二〇一七年）。

33 久保健一郎『戦国大名と公儀』（校倉書房、二〇〇一年、一五頁）。

34 註33八頁。『将軍権力の創出』（岩波書店、一九九四年、二四四頁）。初出：朝尾直弘「将軍政治の権力構造」（岩波書店『日本歴史』10近世2、岩波書店、一九七五年）。

35 註33九頁。藤井譲治「一七世紀の日本」（一「公儀」国家の形成」）（岩波講座『日本通史』12近世2、岩波書店、一九九四年）。

36 『朝尾直弘著作集　四』（岩波書店、二〇〇四年）。

【別表】武蔵国、久美浜代官所領（丹後・但馬国）、周防・長門国収集公儀触一覧

	年月日／公儀触名／御触書集成・幕末御触書集成名・番号	国等	所蔵機関名請求番号＊文書名は欄外下
	①　寛政 8 年（1796）　＊久美浜代官所領の御用留は収録していない		
1	寛政 8・2・23 ／宗助未不尋出人相書通之もの訴出之事／天保 6372	武蔵	埼玉県立文書館新井（佐）家 5
2	寛政 8・7・18 ／姫君綾姫と奉称之事／天保 608		
3	寛政 8・8 古銅吹所江戸表相立ニ付府内関八州古鋼等売渡之事／天保 5941	防長	山口県文書館井上家（徳山市）43
4	寛政 8・8 朱并朱墨朱座及仲買より買受之事／天保 6116		
	②　寛政 11 年（1799）		
5	寛政 11・6・5 江戸表関八州石灰売捌方改正ニ付諸国共焼出差免之事／天保 6122	武蔵	埼玉県立文書館新井（佐）家 8
6	寛政 11・6・21 ／ 11・6・24 在々神事祭礼之節芝居見世物催禁止之事／天保 5536	防長	山口県文書館佐川家（平生町佐合島）9
7		武蔵	埼玉県立文書館新井（佐）家 8
8	寛政 11・11・24、11・11・27 養母殺害逃去源兵衛人相書之事／公儀触天保 6377		
	③　寛政 12 年（1800）　＊久美浜代官所領の御用留は収録していない		
9	寛政 12・3・25、12・3・28 ／国々川通附寄洲ニ不相成様可心掛之事／天保 6240	武蔵	埼玉県立文書館新井（佐）家 9
10	寛政 12・6・3、12・6・6 ／母え庇付逃去伊七人相書之事／天保 6378		
11	寛政 12・8・12、12・8・15 ／百姓共寄集賭的致風聞厳重吟味之事／天保 6469		
12	寛政 12・10・27、12・11・朔／人相書之伊七召捕ニ付不及尋之事／天保 6379	防長	山口県文書館佐川家（平生町佐合島）9
13	寛政 12・11・8 ／弐朱判払底猶又吹方被仰付之事／天保 5948		
	④　享和元年（1801）		
14	享和 1・2・13 元号享和と被仰出之事／天保 682	防長	山口県文書館佐川家（平生町佐合島）9
15		武蔵	埼玉県立文書館土生津家 3435
16	享和 1・6・21 ／ 1・6・24 在万博奕不相止代官等厳敷可制之事／天保 6470		
	⑤　文化 4 年（1807）＊武蔵に御用留はあるが公儀触はなし		
17	文化 4・8・晦／孝行奇特寛政元年書出ニ洩候者書出之事／天保 5297	防長	山口県文書館佐川家（平生町佐合島）9
18	文化 4・8・晦、4・9・3 ／孝義録続編書継ニ付洩候者書出之事／天保 5298		
19	文化 4・12・28、文化 4・12・晦／出雲国日御崎社勧化之事／天保 4384	丹後	神谷神社太刀宮文書 332
	⑥　文化 8 年（1811）		
20	文化 8・2・2 ／姫君誕生表向御弘不被仰出御名艶姫と奉称之事／天保 778	武蔵	埼玉県立文書館新井（佐）家 55
21	文化 8・4・朔、8・4・2 ／姫君誕生表向御弘不被仰出御名盛姫と奉称之事／天保 779		
22	文化 8・5・27、8・6・朔／富突抔と名附博奕ケ間敷儀禁止之事／天保 6473		
23		丹後	神谷神社太刀宮文書 333
24		防長	山口県文書館佐川家（平生町佐合島）9
25	文化 8・11・13 ／親を切殺逃去八右衛門人相書之事／天保 6390	武蔵	埼玉県立文書館新井（佐）家 55
26		丹後	神谷神社太刀宮文書 333

⑦　文政 12 年（1829）　＊久美浜代官所領の御用留は収録していない

27	文政 12・3・27、12・3・28 ／江戸表火災材木諸色在方元直段引下之事／天保 5682	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2933
28	文政 12・4・23、12・4・26 ／人相書之嘉平次敵被討候ニ付不及尋之事／天保 6407		
29	文政 12・5・26、12・5・28 ／在方春立白米江戸え積送勝手之事／天保 5685・6061		
30	文政 12・6・8 ／徳川太真逝去ニ付普請鳴物停止之事／天保 3933		
31	文政 12・6・24、12・6・27 ／南鐐上銀を以壱朱歩判吹立歩判十六を以金壱両替之事／天保 5994		
32	文政 12・7・7、12・7・8 ／南鐐壱朱銀来ル十日より通用之事／天保 5996		
33	文政 12・7・21、12・7・24 ／本所羅漢寺勧化之事／天保 4507		
34	文政 12・7・25、12・7・28 ／弐歩判極印文字草字統一ニ付引替之事／天保 5997		
35	文政 12・7・28、12・7・29 ／於西丸男子誕生表向御弘不被仰出御名松平直丸と奉称之事／天保 1072		
36	文政 12・12 ／切支丹宗門先前より御制禁之事／天保 6223	防長	山口県文書館佐川家（平生町佐合島）16

⑧　天保 8 年（1837）　＊久美浜代官所領の御用留は収録していない

37	天保 8・2・19、8・2・22 ／竹嶋え渡海禁止之事／天保 4625・6302	武蔵	埼玉県立文書館鈴木（庸）家 2
38	天保 8・3・3、8・3・4 ／大坂市中所々及乱妨大塩平八郎等人相書之事／天保 6411		
39	天保 8・3・3、8・3・4 ／親孫娘を〆殺伊右衛門人相書之事／天保 6412		
40	天保 8・3・3、8・3・4 ／大塩平八郎ニ荷担致候大井正一郎等人相書之事／天保 6413		
41	天保 8・4・13、8・4・19 ／人相書之大塩平八郎等召捕并自滅ニ付不及尋之事／天保 6414		
42	天保 8・4・13、8・4・19 ／人相書之大井正一郎召捕ニ付不及尋之事／天保 6415		
43	天保 8・4・24、8・4・27 ／時疫流行候節之御薬法之事／天保 6591		
44	天保 8・5・29、8・6・2 ／百姓町人門跡等会符借受旅行禁制之事／天保 5582	丹後	神谷神社太刀宮文書 362
45	天保 8・6・7、8・6・10 ／江戸表え相廻候油問屋等え直ニ売渡之事／天保 6141	武蔵	埼玉県立文書館鈴木（庸）家 2
46	天保 8・7・13、8・7・20 ／慶長金位之通新規判金吹立壱枚金五両通用之事／天保 6025	武蔵	
47		防長	山口県文書館吉田家（上関町）25
48	天保 8・7・14、8・7・16 ／別段古銅吹所甚兵衛え為試吹方申付之事／天保 6022	武蔵	埼玉県立文書館鈴木（庸）家 2
49		防長	山口県文書館吉田家（上関町）25
50	天保 8・7・14、8・7・16 ／古金銀引替百両ニ付拾両宛手当被下之事／天保 6024	武蔵	埼玉県立文書館鈴木（庸）家 2
51	天保 8・9・8、8・9・12 ／諸国酒造弥三分一造樽数も凡三分一之事／天保 6170		
52	天保 8・10・24 ／古金銀等引替残早々可引替之事／幕末④ 4082		
53		防長	山口県文書館吉田家（上関町）25
54	天保 8・10・25 ／新規壱歩銀吹立ニ付通用方等之事／幕末④ 4083	武蔵	埼玉県立文書館鈴木（庸）家 2
55	天保 8・10・29 ／新規五両判吹立ニ付引替方等之事／幕末④ 4084		
56		防長	山口県文書館吉田家（上関町）25

⑨　天保 13 年（1842）

57	天保 13・3・53 ／利根川等本堤外江小土手築立間敷之事／幕末⑤ 4503	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
58	天保 13・4・11 ／時候外れ之野菜等売出間敷之事／幕末④ 4027		
59	天保 13・5・25 ／鴻巣勝願寺勧化之事／幕末② 1542		
60	天保 13・6・23 ／馬喰馬其外共高価ニ売買致間敷之事／幕末⑤ 4277		
61	天保 13・6・10 ／新規出版物取締方之事／幕末⑤ 4710		
62	天保 13・6・29 ／似せ金銀銭拵候者等万石以上自分仕置之事／幕末⑤ 4110-1	丹後	神谷神社太刀宮文書 334
63	天保 13・6・29 ／似せ金銀銭拵候者并売捌候者取締之事／幕末④ 4110-2	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
64		丹後	神谷神社太刀宮文書 334
65	天保 13・6 ／在々諸色直段引下方ニ付申渡之事／幕末⑤ 4279		
66	天保 13・7・8 ／旅稼之歌舞伎役者共抱入間敷之事／幕末⑤ 4755	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
67		丹後	神谷神社太刀宮文書 334
68	天保 13・7・9 ／高直之石灯籠瀬戸物等売買致間敷之事／幕末④ 4033	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
69	天保 13・7・23 ／異国船無二念打払停止薪水等給与之事／幕末⑥ 6033	丹後	神谷神社太刀宮文書 334
70	天保 13・8・6 ／通用停止之古金銀早々可引替之事／幕末④ 4113	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
71		丹後	神谷神社太刀宮文書 334
72	天保 13・8・6 ／通用停止之古金銀早々可引替之事／幕末④ 4113	防長	山口県文書館佐川家（平生町佐合島）630-14
73	天保 13・8 ／長窪宿人馬賃銭割増之事／幕末④ 3286		山口県文書館吉田家（上関町）22
74	天保 13・9・9 ／百姓共風儀并農業等可心得品々之事／幕末⑤ 4408	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
75		丹後	神谷神社太刀宮文書 334
76		防長	山口県文書館原田家（山口市）1
77	天保 13・9・10 ／酒造株改称并引分貸渡等制禁之事／幕末⑤ 4387	丹後	神谷神社太刀宮文書 334
78	天保 13・9・10 ／異国船取計方改正ニ付防禦筋用意之事／幕末⑥ 5192	防長	山口県文書館吉田家（上関町）22
79	天保 13・9・21 ／当用ニ付所持致候古金銀取扱方等之事／幕末④ 4115	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
80		防長	山口県文書館吉田家（上関町）22
81	天保 13・9・29 ／金銀貸借利足引下之事／幕末⑤ 4953	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
82		丹後	神谷神社太刀宮文書 334
83	天保 13・10・3 ／年貢米等金納ニ用候相場立方不埒無之様吟味之事／幕末④ 4223		
84	天保 13・10・17 ／古金銀等引替残早々可引替之事／幕末④ 4116		
85	天保 13・10・29 ／日光御参詣ニ付諸色高直ニ致間敷之事／幕末② 1835	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 53
86	天保 13・10 ／異国船似寄之帆立方并沖合航海停止之事／幕末⑥ 5123	丹後	神谷神社太刀宮文書 334
87	天保 13・11・3 ／荷主船頭共直待と唱〆売致間敷之事／幕末⑤ 4288-2		
88	天保 13・11・16 ／無宿野非人旧里江帰郷其外取計方之事／幕末⑤ 4767	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
89		丹後	神谷神社太刀宮文書 335-1
90	天保 13・11・21 ／無宿野非人取締ニ付寄場取建方等之事／幕末⑤ 4768	丹後	

⑩　天保 14 年（1843）

91	天保 14・3・7 ／唐物抜荷取締之事／幕末⑤ 5073	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
92		丹後	神谷神社太刀宮文書 335-1
93	天保 14・3・28 ／人別改并帰農之儀在方江御触之事／幕末② 1689-1	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
94		丹後	神谷神社太刀宮文書 335-1
95	天保 14・3・28 ／諸国人別改之儀領主地頭江被仰渡之事／幕末② 1689-2	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
96	天保 14・3 ／日光御参詣ニ付徘徊之悪党共召捕之事／幕末⑤ 5036		
97	天保 14・3 ／御廻米船諸家廻米積合取計方心得之事／幕末⑥ 5126	丹後	神谷神社太刀宮文書 335-1
98	天保 14・4・8 ／無宿悪党召捕并引渡方簡易取計之事／幕末⑤ 5037	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
99	天保 14・4・10 ／朱并朱墨仲買之者差止之事／幕末⑤ 4295		
100		丹後	神谷神社太刀宮文書 335-1
101	天保 14・5・6 ／身分不相応之町在家作取締之事／幕末④ 4039	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
102		丹後	神谷神社太刀宮文書 335-1
103		防長	山口県文書館佐川家（大島町）7
104	天保 14・5・27 ／切金廃止等金公事改正之事／幕末⑤ 4961	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
105	天保 14・6・8 ／竜千代殿逝去之処御機嫌伺ニ不及之事／幕末② 1127-1	丹後	神谷神社太刀宮文書 335-1
106	天保 14・6・18 ／明礬会所井伊予砥江戸積問屋差止ニ付売買勝手次第之事／幕末④ 4236	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
107	天保 14・6・29 ／相対勧化之儀ニ付触之事／幕末② 1550		
108	天保 14・7・1 ／菜種買上并油絞稼之儀心得之事／幕末⑤ 4300		
109	天保 14・7・14 ／在々徘徊之浪人者召捕并引渡方之事／幕末⑤ 5026 ー 1		
110	天保 14・8・21 ／琴針治等渡世之盲人検校支配之事／幕末③ 3253		
111	天保 14・8・22 ／町人男女衣服手数懸候品織出間敷之事／幕末④ 4042		
112	天保 14・9・27 ／日光准后宮薨去ニ付右大将様江御機嫌伺之事／幕末② 1130-2	丹後	神谷神社太刀宮文書 335-1
113	天保 14・閏 9・28 ／野州宇都宮大明神勧化之事／幕末② 1553-1	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 54
114	天保 14・12・14 ／金銀出入相対済等之事／幕末⑤ 4967	丹後	神谷神社太刀宮文書 335-3

⑪　嘉永 3 年（1850）　＊久美浜代官所領の御用留は収録していない

115	嘉永 3・5・20 ／海岸警衛向之儀ニ付流説取締之事／幕末⑥ 5208	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2906
116		防長	山口県文書館有馬家 3
117	嘉永 3・9・28 ／持渡之蘭書長崎奉行取締之事／幕末⑤ 4725		

⑫　安政元年（1854）

118	安政 1・1・17 ／異国船渡来之節在町取締筋心得之事／幕末⑤ 4416	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 37
119	安政 1・1・21 ／壱朱銀吹立ニ付通用并両替心得之事／幕末④ 4150		
120		防長	山口県文書館有馬家 3
121	安政 1・4・9 ／異国船欠乏之品於下田箱館下渡并武威可心掛之事／幕末⑥ 6074	防長	山口県文書館吉田家（上関町）44
122	安政 1・4・27 ／寺社領御朱印差出之節手重之儀無用之事／幕末② 1641-1	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 37
123	安政 1・4・27 ／御朱印被下候ニ付寺社御朱印差出之事／幕末② 1641-2		
124	安政 1・10・13 ／麻布天現寺勧化之事／幕末② 1588		

⑬　安政５年（1858）　＊久美浜代官所領の御用留は収録していない

125	安政５・２・28／主人殺害之九郎兵衛人相書之事／幕末⑤ 5053	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2910
126	安政５・８・８／公方様薨御ニ付普請鳴物停止之事／幕末② 1344		
127	安政５・８・９／宰相様呼称之事／幕末② 1348	防長	山口県文書館鶴田家 1
128	安政５・８・22／流行之暴瀉病療治方法之事／幕末⑤ 4786		
129	安政５・10・27／古金銀等引替残早々可引替之事／幕末④ 4163		
130	安政５・11・18／上様呼称之事／幕末① 460		
131	安政５・11・19／父傷害之幸七人相書之事／幕末⑤ 5054	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2910
132		防長	山口県文書館鶴田家 1
133	安政５・12・３／将軍宣下御祝儀御能相済候ニ付鳴物御免之事／幕末① 467	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2910

⑭　安政６年（1859）　＊久美浜代官所領の御用留は収録していない

134	安政６・１・14／三港開港ニ付出稼移住共商売勝手之事／幕末⑤ 5083	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2911
135	安政６・２・17／高野山大徳院勧化之事／幕末② 1598		
136	安政６・４・４／四日市宿人馬賃銭渡船賃銭割増之事／幕末④ 3399	防長	山口県文書館鶴田家 1
137	安政６・４・27／養父殺害之久平人相書之事／幕末⑤ 5055	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2911
138		防長	山口県文書館鶴田家 1
139	安政６・５・12／御朱印被下候ニ付寺社御朱印差出之事／幕末② 1644-1	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2911
140	安政６・５・12／寺社領御朱印差出之節手重之儀無用之事／幕末② 1644-2		
141	安政６・５・24／百姓町人共異形之衣服冠物制禁之事／幕末⑤ 4628-1		
142	安政６・５・25／弐朱銀吹立小判壱分判吹直等之事／幕末④ 4164-1		
143	安政６・５・25／外国交易開始ニ付彼国金銀通用方之事／幕末④ 4164-2		
144	安政６・５・28／三港ニ而商人共商売勝手次第之事／幕末⑤ 5085		
145	安政６・５・28／外国人江相対売渡禁制品之事／幕末⑤ 5086		
146	安政６・５・29／新小判等吹立ニ付通用并両替心得之事／幕末④ 4165		
147	安政６・６・29／古金引替ニ差出之者江増歩手当之事／幕末④ 4168		
148	安政６・７・６／開港ニ付於運上役所西洋書籍改印之事／幕末⑤ 4730		
149	安政６・８・13／洋銀同位之銀を以壱分銀吹増之事／幕末④ 4174		
150	安政６・８・16／露西亜人殺害之者御尋之事／幕末⑤ 5056		
151	安政６・８・16／石灰蠣殻灰会所再興ニ付心得之事／幕末⑤ 4349		
152	安政６・11・６／外国銀と壱分銀量目懸合之上取引可致等之事／幕末④ 4178		
153	安政６・11・25／古金銀等引替残早々可引替之事／幕末④ 4180		埼玉県立文書館新井（侊）家 2897
154	安政６・12・13／通用銀吹直ニ付両替等心得之事／幕末④ 4181		埼玉県立文書館新井（侊）家 2911
155	安政６・12・14／関八州酒造之儀鑑札高之半高減之事／幕末⑤ 4390		
156	安政６・12・26／此度吹直被仰付候銀引替方心得之事／幕末④ 4182		埼玉県立文書館新井（侊）家 2897
157	安政６・12・28／外国銀銭通用方并於銀座極印打渡之事／幕末④ 4183		

⑮　万延元年（1860）　＊久美浜代官所領の御用留は収録していない

158	万延１・１・20／本丸普請入用之丸太ニ付達之事／幕末④ 3567	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2897
159	万延１・１／本丸炎上ニ付寺社向上納金取計方之事／幕末④ 3873-1		
160	万延１・１／寺社向上納金納方心得之事／幕末④ 3873-2		
161	万延１・２・１／関東筋川々御普請ニ付心得之事／幕末⑤ 4525		
162	万延１・閏３・17／相州大山寺勧化之事／幕末② 1602		
163	万延１・閏３・27／大判吹直ニ付引替等之事／幕末④ 4186		
164	万延１・４・８／新小判其外吹立ニ付引替等之事／幕末④ 4187		
165	万延１・５・27／本所羅漢寺勧化之事／幕末② 1603		
166	万延１・９・11／諸国酒造之儀鑑札高之半高減之事／幕末⑤ 4392	防長	山口県文書館田家（上関町）247-1（36 の 16）

167	万延1・11・3／外国人江米麦粉売渡制禁之事／幕末⑤ 5102	武蔵	埼玉県立文書館新井（侊）家 2897
168	万延1・11・21／古金銀等引替残早々可引替之事／幕末④ 4192		

※一連番号の太線枠は国持外様領国、その他は徳川領国を示す。

請求番号対応文書名

埼玉県立文書館

新井（侊）家5御用留・8御用留帳（同年12月迄）・9御用留帳（同年10月迄）・37[御用留帳、同年12月迄]・53御用留帳（同年11月迄）・54御用留帖（同年10月迄）・55御用留帳（同年12月迄）・2897御用留（万延元年12月29日迄）・2906御用留（同年12月21日迄）・2910御用留（同年12月19日迄）・2911御用留（同7年正月4日迄）・2933御用留帖（同年10月15日迄）《武蔵国横見郡久保田村（埼玉県比企郡吉見町）》／鈴木（庸）家2御用留《武蔵国比企郡宮前村（埼玉県比企郡川島町）》／土生津家3435御用帳《下総国葛飾郡上金崎村（埼玉県春日部市）》

神谷神社《丹後国熊野郡久美浜村（京都府京丹後市久美浜町）》

太刀宮文書332文化四年卯七月吉日　御用留・333文化八年未五月吉日　御用留・334天保十三年寅五月　諸用留・335-1御用留（通達・報告・諸願）・335-3〔御用留〕・362御触書留

山口県文書館

有馬家3[御用留綴]《周防国都濃郡須万上村（徳山藩領、山口県周南市）》／井上家（徳山市）43須万村勘場御沙汰控　寛政八年十二月二日より《徳山藩士須万代官役》／佐川家（大島町）7諸御用物控《周防国大島郡三浦村（山口県大島郡周防大島町）》／佐川家（平生町佐合島）9大公義其外御触写・16御用物御沙汰状控《周防国熊毛郡佐合島（山口県熊毛郡平生町）》・630-14水野越前守様被成御渡候由ニ而御書付写壱通天保十三寅八月六日大目付中より御廻状を以到来之写し（通用停止之金銀所持之儀につき触書）《長門国阿武郡下田万村（山口県萩市）》／鶴田家1御沙汰状《周防国大島郡遠崎村（山口県柳井市）》／原田家（山口市）1[大目付廻状写]（百姓近年奢ニ長ズル儀ニ付）《周防国吉敷郡江崎村（山口県山口市）》／吉田家（上関町）22[水野越前守・土井大炊頭被成御渡候御書付ほか写]（百姓風俗取締・異国船警備のことほか）・25御沙汰状写（古金銀引替方のこと）・44[大目付廻状写]（亜米利加船来航につき）・247－1（36の16）久世大和守様被成御渡之由ニ而御書附写壱通　万延元年九月十四日大目附中より之御廻状到来之写《周防国熊毛郡室津浦（山口県熊毛郡上関町）》